平成２１年（フ）第１８３号
鹿児島県姶良郡加治木町本町172番地
債務者　原口　節子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
鹿児島県伊佐市菱刈前目1765番地
債務者　古川　洋一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
鹿児島県伊佐市大口里2989番地５　朝日団地４―408
債務者　冨田　真耶
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
鹿児島県伊佐市菱刈前目3268番地74
債務者　國ノ十　忍
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目22番55号　山崎ハイツ105号
債務者　渡邉まりあ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
沖縄県浦添市伊祖１丁目32番２―302号　みやぎマンション
債務者　平良　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３３０号
宮城県黒川郡大和町吉田字板川24番地の２
債務者　小笠原宏二
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２３号
仙台市青葉区八幡２丁目６番22号　八木ハイツ202
債務者　水間　悠介
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３６号
仙台市青葉区吉成３丁目１番30号
債務者　春日美樹枝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６２号
仙台市青葉区新坂町４番21―508号
債務者　梅木かおり
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６４号
仙台市太白区鹿野２丁目14番14―601号
債務者　今村　秀記
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６５号
仙台市太白区鹿野２丁目14番14―601号
債務者　今村久美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８８号
仙台市宮城野区新田２丁目２番52号　レオパレス新田西町第１―204
債務者　早坂　哲美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３５号
仙台市太白区佐保山８番２号
債務者　板橋　　貢
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５１号
仙台市泉区泉中央１丁目21番地の１　県営七北田住宅714
債務者　佐藤ミツ子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３８号
宮城県気仙沼市本吉町中島226番地
債務者　芳賀　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第２８８号
山口県下関市大字小野950番地
債務者　齊藤美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
山口県下関市菊川町大字下岡枝246番地
債務者　小田信次郎
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係